平成２４年（フ）第２６８号
兵庫県姫路市広畑区才２番地３ファミール広畑301
債務者　永井　マミ（旧姓花谷）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９９号
兵庫県姫路市飾磨区細江731番地
債務者　津岡　繁美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８９号
奈良県天理市櫟本町1600番地
債務者　川見　弘三
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２２号
鳥取県西伯郡南部町福成2341番地１
債務者　岩村　直美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２９５号
広島市中区堺町１丁目６番７―502号
債務者　井上万知子こと　籠﨑万知子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９８号
広島県東広島市西条町馬木607番地２、申立時の住所広島市西区三滝本町２丁目４番13―307号
債務者　松澤　英子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８９号
広島市佐伯区五日市中央５丁目13番35―204号
債務者　河野　芳則
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３４号
広島市安芸区矢野西７丁目４番19号
債務者　板摺　由香
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
山口県下関市岬之町３番８号
債務者　川畑　千秋
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
愛媛県宇和島市下波3150番地
債務者　水野　　咲
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５６号
福岡県田川市丸山町1519番地６　霞ハイツ22号
債務者　中山喜代美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１７９号
宮崎県西都市聖陵町１丁目68番地　聖陵コーポ２－１号室
債務者　日高　由佳（旧姓菊坂）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８３号
宮崎市老松２丁目３番11号　市営住宅268棟706号
債務者　比嘉　栄稔
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８５号
宮崎市大字本郷北方4116番地13
債務者　金堀　房代（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８２号
宮崎県都城市都北町6245番地ＦｉｎｅＶｉｅｗ・Ｋ２―106、前住所宮崎市大字島之内6719番地１オーシャンハイツ101号
債務者　緒方　　愛
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第８６号
宮崎県都城市久保原町10街区38号Ｃ棟
債務者　田原　里恵
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２８５号
沖縄県浦添市沢岻２丁目18番１―801号　県営沢岻高層住宅
債務者　上運天久美子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部